

# 公 告

契約担当官  
航空自衛隊中部航空警戒管制団  
会計隊長 平山 光太郎



下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

## 記

### 1 入札に付する事項：(1)

品名(件名)	供給場所	履行期間
航空自衛隊峯岡山分屯基地(動力負荷)で使用する電気	航空自衛隊峯岡山分屯基地	令和3年4月1日～令和4年3月31日

- (2) 入札等説明 無  
(3) 内訳書提出： 有 (落札者のみ様式任意)

2 入 札 日 時： 令和3年2月10日(水) 10時45分

3 入 札 場 所： 埼玉県狭山市 航空自衛隊 中部航空警戒管制団 会計隊 入札室

- 4 参 加 資 格：(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
(2) 全省庁統一資格「物品の販売」D級以上及び競争参加地域「関東・甲信越」の資格を許可されている者。  
(3) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。  
(6) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。  
(7) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官が定める入札参加資格として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組みに関し、別途配布する「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の入札適合条件を満たすこと。  
(8) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。

5 落札決定方式等： 総額決定(予定総額)  
(同価入札がある場合、予決令第83条に基づき、くじ引きにより落札者を決定する。なお、郵便入札の場合、入札事務に関係のない職員が代って実施する。)

- 6 入 札 方 法：(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額(消費税及び地方消費税込み)をもって落札価格とする。  
(2) 入札価格の算定にあたっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。  
(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための入札対応措置について(令和3年1月6日)に基づき、郵便入札のみの受付とする。  
配達記録を有する手段により、令和3年2月9日(火)必着とする。

- 7 保証金等：入札保証金 …… 免除 契約保証金 …… 免除  
(ただし、入札保証金を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額(見積もる契約金額の100分の5以上)を徴収する。)
- 8 入札の無効：参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 9 契約書等作成の必要の有無：有
- 10 適用する契約条項：航空自衛隊標準契約条項、  
電力需給契約条項及び適用契約条項の関係条項による。
- 11 契約条項を示す場所：埼玉県狭山市 航空自衛隊 中部航空警戒管制団 会計隊 事務室
- 12 確認書類の提出等：(1) 確認書類  
ア 全省庁統一参加資格審査結果通知書の写し  
(平成31・32・33年度(令和元・2・3年度)全省庁統一参加資格申請が確認できる書類を含む。)  
イ 適合証明書  
ウ 適合証明書の確認書類  
エ 特定電源割当計画書(様式任意)  
(2) 提出期限  
令和3年2月5日(金)必着  
(3) 提出先  
次項第2号に示す連絡先に配達記録を有する手段により郵送又は持参すること。
- 13 その他：(1) 入札書に記載された金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。  
(2) 本書記載事項の詳細及び仕様書等の貸出又は閲覧については、会計隊担当者まで照会されたい。  
〒350-1324 埼玉県狭山市稻荷山2-3  
航空自衛隊入間基地 会計隊契約班(担当：高橋)  
電話：04-2954-0954、04-2953-9390(直通)  
FAX：04-2952-5267  
(3) 仕様書の内容等に係る質問は、要求元担当者に照会されたい。  
担当：山本(峯岡山分屯基地施設班)  
電話：0470-46-3001(内線：304)



# 電力需給契約仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 航空自衛隊峯岡山分屯基地（動力負荷）で使用する電気
- (2) 供給場所 千葉県南房総市丸山平塚乙2-564  
航空自衛隊峯岡山分屯基地（動力負荷）
- (3) 業種及び用途  
国家事務、航空自衛隊（動力負荷）

## 2 仕様

### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- エ 標準周波数 50ヘルツ
- オ 受電方式 1回線受電

### (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力 常時電力 338キロワット  
(ただし、各月の契約電力（常時電力）は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
- イ 予定使用電力量 2,158,200キロワット時 別紙第1参照  
(令和3年度月別予定使用電力量は別紙第1のとおりとする。)  
(令和2年度月別使用電力実績は別紙第2のとおりとする。)

### (3) 入札参加資格

- ア 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日閣議決定）2.（1）にいう裾切り方式によること。この場合において、入札に参加する者に必要な資格を設定するに当たっては、環境省の示す基準に準拠するものとする。
- イ 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。  
参照：別紙第3 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要  
別紙第4 Going100%-RE100(<http://there100.org/going-100>)

### (4) 契約期間

自 令和3年4月1日0時 至 令和4年3月31日24時

### (5) 電力量の検針

- ア 自動検針装置 あり

- イ 電力会社の検針方法 自動検針装置による検針
- ウ 計量器 電力需給用複合計器（通信機能付）

(6) 需給地点

峯岡山分屯基地に設置された第1号柱上の開閉器電源側と送配電事業者の架空引込線との接続点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

(9) 提出書類

供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で提出すること。

参照：別紙第5 特定電源割当証明書様式例

(10) 提示書類

参加資格に係る適合証明書、その他の書面及び特定電源割当計画書をそれぞれ入札手続きにおいて提示すること。

参照：別紙第6 特定電源割当計画書様式例

### 3 その他

(1) 非常用自家発電設備を有している。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。

(3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整、太陽光発電促進付加金及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の一般送配電事業者が定める標準供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、基本料金の力率割引または割り増し、燃料費調整及びみなし小売電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

(4) 単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入とする。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入とする。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

## 令和 3 年度月別予定使用電力量（峯岡山分屯基地（動力負荷））

区分 月	総使用電力量 (kWh)	ピーク時間 (kWh)	夏季昼間時間 (kWh)	その他季昼間時間 (kWh)	夜 間 (kWh)
4	174,500			77,300	97,200
5	188,200			80,100	108,100
6	171,300			88,600	82,700
7	175,100	18,500	68,200		88,400
8	204,700	20,600	78,100		106,000
9	157,000	14,900	56,600		85,500
10	183,300			92,600	90,700
11	176,100			83,600	92,500
12	186,500			83,300	103,200
1	186,400			83,500	102,900
2	175,000			79,100	95,900
3	180,100			89,300	90,800
合 計	2,158,200	54,000	202,900	757,400	1,143,900

- ・ ピーク時間…………… 7月1日から9月30日までの期間における、毎日午後1時から午後4時までの時間。ただし、下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・ 夏季昼間時間…………… 7月1日から9月30日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間。ただし、ピーク時間及び下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・ その他季昼間時間… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間。ただし、下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・ 夜間時間…………… ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間。
- ・ 休日等…………… 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

## 令和2年度月別使用電力実績（峯岡山分屯基地（動力負荷））

区分 月	総使用電力量 (kWh)	ピーク時間 (kWh)	夏季昼間時間 (kWh)	その他季昼間時間 (kWh)	夜間 (kWh)	最大電力 (kW)	力率 (%)
4	174,382			77,244	97,138	276	100
5	188,062			80,021	108,041	338	100
6	171,178			88,546	82,632	293	100
7	174,890	18,442	68,126		88,322	307	100
8	204,571	20,520	78,086		105,965	319	100
9	156,879	14,863	56,542		85,474	314	100
10	183,278			92,582	90,696	283	100
11	176,009			83,587	92,422	271	100
12	186,437			83,278	103,159	281	100
1	186,281			83,443	102,838	283	100
2	174,921			79,087	95,834	283	100
3	180,043			89,261	90,782	278	100
合計	2,156,931	53,825	202,754	757,049	1,143,303		

※12月～3月は前年度実績による。

(注)

- ・ピーク時間…………… 7月1日から9月30日までの期間における、毎日午後1時から午後4時までの時間。ただし、下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・夏季昼間時間…………… 7月1日から9月30日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間。ただし、ピーク時間及び下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・その他季昼間時間… 4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間。ただし、下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・夜間時間…………… ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間。
- ・休日等…………… 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA<sup>(※)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

<b>自家発電 (Self-generated electricity)</b>
1. 企業が保有する発電設備による発電
<b>購入電力 (Purchased electricity)</b>
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<http://media.virbcdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf>

## Going 100% – RE100


[JOIN NOW](#)

## How To Guide

### Companies joining RE100 make a global, public commitment to 100% renewable electricity.

To achieve this goal, they must match 100% of the electricity used across their global operations with electricity produced from renewable sources. These can include biomass (including biogas), geothermal, solar, water, and/or wind – either sourced from the market or self-produced.

#### What are the requirements to become a RE100 member?

##### 1. Meet the joining criteria

To join the RE100 initiative, companies must meet certain requirements (i.e. size, sector) outlined in the RE100 [joining criteria \(/downloads/RE100 Joining Criteria.pdf\)](#). The commitment includes all electricity that a company consumes (including self-generated electricity).

##### 2. Set an ambitious RE100 target

RE100 companies must select a target date for achieving 100% renewable electricity. The minimum requirements are:

- 100% by 2050, with interim steps of at least:
- 60% by 2030;
- 90% by 2040

If a joining member company is already at 100% renewable electricity, they are invited to share the date they reached this achievement. In this case, and if the company has a year-on-year rolling target, its target year will be the reporting year.

The average target date for RE100 companies is 2028, with those based in more mature markets such as Europe and the US tending towards shorter timeframes. Based on the rate at which the global power system needs to be decarbonised to meet the ambitions in the Paris Agreement, no company should set a date later than 2050. **Setting a 100% renewable electricity target by 2030 at the latest shows a strong level of leadership.**

The target applies to all operations globally, but companies have the possibility to exclude from the scope of their target some small operations which have negligible impact on local demand, up to 100 MWh per market for a limited number of markets. The full details are available in our [Materiality Threshold \(/media.virbcdn.com/files/6e/b1012f213ef45d02-RE100MaterialityThresholdDec2019.pdf\)](#) document.

##### 3. Source renewable electricity in line with the RE100 criteria

RE100 member companies must progress towards their 100% commitment in line with the RE100 criteria, contained in the following three documents:

- A. **Technical Criteria** ([/media.virbcdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf](#)) (a version in **Mandarin Chinese** ([/media.virbcdn.com/files/2f/b50645f29da10098-RE100TechnicalCriteria\\_Chinese.pdf](#)) is also available), which gives details on:

- The technologies that we consider to be renewable;
- The sourcing options we recognise (both self-generation and purchase options);
- How to make credible unique use claims depending on the sourcing option chosen

- B. **Guidance on making credible renewable electricity usage claims** ([/media.virbcdn.com/files/62/53dc80177b9cc962-RE100CREDIBLECLAIMS.pdf](#)), providing details on:

- How renewable electricity claims are distinct from offsetting claims;
- The attributes needed to claim renewable electricity usage;
- The definition of a credible attribute tracking system – we have identified that RECS (US and Canada), GOs or REGO (Europe), T-REC (Taiwan), Green Power Certificate/J-Credit (renewables) (Japan), I-REC (International) and TIGR (International) meet those criteria

- C. **Market boundary criteria** ([/media.virbcdn.com/files/7e/191491523d3effa5-27052019\\_NoteonMarketBoundaryCriteria.pdf](http://media.virbcdn.com/files/7e/191491523d3effa5-27052019_NoteonMarketBoundaryCriteria.pdf)), defining what can be considered as a single electricity market; to comply with RE100, the electricity consumed by the members must be produced within the same market boundary as it is consumed. So far, the market boundaries are country boundaries, except from the European and the North American markets.

#### 4. Report progress annually

Company progress towards 100% renewable electricity must be reported annually via the RE100 Reporting Spreadsheet or **CDP's Climate Change questionnaire**. (<https://guidance.cdp.net/en/tags?cid=2&ctype=theme&gettags=0&idtype=ThemeID&incchild=1&microsite=1&otype=Guidance&page=1&tgprompt=TG-124%2CTG-127%2CTG-125>) Consumption and production of renewable electricity need to meet credibility and transparency requirements.

The data collected is published in the **RE100 annual reports** (<http://there100.org/reports-briefings>) and provides the insights on corporate renewable electricity sourcing and aggregated demand, that drive and direct our policy work globally.

#### 5. Communicate transparently on the barriers faced

Procuring renewable electricity in some markets is challenging and we recognise that corporate ambition to reach 100% may outpace availability in some areas.

If a company does not reach their 100% target because they cannot make credible claims of renewable electricity use in a market, this does not represent a failure of the company. Rather, it is an opportunity to use their influence in combination with other RE100 members and supporting organisations to advocate for market change.

If none of the sourcing options considered as credible in the RE100 criteria is available – including onsite self-generation – we recommend that:

- Companies communicate transparently and publicly on the barriers they face in those markets and countries, as their voices are powerful;
- Companies operating in the country try to aggregate their demand and to develop a solution. We are happy to discuss opportunities to connect members in regions where sourcing renewable electricity is particularly challenging;
- Companies engage with key stakeholders such as governments and energy companies to develop new options that suit their needs.

Renewable energy is a fast-evolving sector and we expect that all regions will have renewable energy sourcing options available in the near future.

#### What is considered as leadership for corporate sourcing of renewable electricity?

There are multiple ways in which a company can demonstrate leadership on renewable electricity. **The leadership paper** ([/media.virbcdn.com/files/ef/f8e973771a5493be-RE100LeadershipPaper.pdf](http://media.virbcdn.com/files/ef/f8e973771a5493be-RE100LeadershipPaper.pdf)) provides a framework for companies seeking to demonstrate leadership in the transition to 100% renewable electricity, and gives examples of best practice already being implemented by leading RE100 members.

#### Contact

For queries related to the joining criteria or to get in touch about joining RE100, please contact [info@RE100.org](mailto:info@RE100.org) (<mailto:info@RE100.org>).

For more information about the technical criteria, or any technical questions, please contact [re100@CDP.net](mailto:re100@CDP.net) (<mailto:re100@CDP.net>).

[JOIN NOW \(MAILTO:INFO@RE100.ORG%20\)](mailto:info@RE100.org)

---

[Contact](#) [Press](#) [Terms & Conditions](#)

<http://there100.org/going-100>

## 特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

### 特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●  
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇  
需要施設名 〇〇〇〇  
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生可能比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生可能電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	証書番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

## 特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日

### 特定電源割当計画書

●●●●  
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等

需要施設名 〇〇〇〇  
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再生エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再生エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
合計 (kWh)			

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①平成30年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成30年度の未利用エネルギー活用状況、③平成30年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の配点表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

配点表

要素	区分	配点
①平成30年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上 0.810未満	20
②平成30年度の未利用エネルギー活用状況	0.810以上	0
	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
③平成30年度の再生可能エネルギー導入状況	活用していない	0
	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	活用していない	0
	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

各用語の定義は、「各用語の定義」を参照。

- ※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約相手方は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているか否かの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約相手方は、契約履行期間終了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

添付書類：1 各用語の定義

2 適合証明書

## 各用語の定義

用 語	定 義
① 平成 30 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「平成 30 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 30 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
② 平成 30 年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 30 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成 30 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を平成 30 年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値            (算定方式)</p> $\text{平成 30 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \text{平成 30 年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)} \div \text{平成 30 年度の供給電力量 (需要端)} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 平成 30 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 平成 30 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>③ 平成 30 年度の再生可能エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{平成 30 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} \div \text{⑥} \times 100$ <p>①平成 30 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))</p> <p>②平成 30 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)</p> <p>③グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量 (kWh) (ただし、平成 30 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、平成 30 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、平成 30 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥平成 30 年度の供給電力量 (需要端(kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 平成 30 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 平成 30 年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

